

香川高等専門学校内部組織規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第 5 条及び香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 11 条の規定に基づき、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の内部組織（事務部組織を除く。）等に関することについて定め、もって校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 本校の校務は、次の各号の位置にあるキャンパスにおいて行う。

- 一 高松キャンパス 香川県高松市勅使町
- 二 詫間キャンパス 香川県三豊市詫間町

2 高松キャンパスに、次の各号に掲げる学則第 7 条第 2 項に定める学科（以下「学科」という。）及び学則第 46 条に定める専攻（以下「専攻」という。）を置く。

- 一 機械工学科
- 二 電気情報工学科
- 三 機械電子工学科
- 四 建設環境工学科
- 五 創造工学専攻

3 詫間キャンパスに、次の各号に掲げる学科及び専攻を置く。

- 一 通信ネットワーク工学科
- 二 電子システム工学科
- 三 情報工学科
- 四 電子情報通信工学専攻

(教員組織)

第 3 条 この規則において、教員とは、学則第 8 条第 1 項に定める校長、教授、准教授、講師、助教及び助手で、本校に常時勤務するものをいう。

2 本校に、学科、専攻のほか、一般教育科を置き、教員（校長を除く。）は、学科、専攻及び一般教育科（以下「学科等」という。）又は第 19 条に定める地域人材開発本部のいずれかに属するものとする。

(副校長)

第 4 条 第 2 条第 1 項に定める各キャンパスに副校長をそれぞれ置く。

2 副校長は、教授をもつて充て、校長の命により、校長の補佐を行う。

3 副校長は、校長が不在のときは、その職務を代行する。

(校長補佐)

第5条 本校に校長補佐を置くことができる。

2 校長補佐は、教授又は准教授をもつて充て、校長の命により、本校の運営に係る特定の事項について、校長の補佐を行う。

(主事)

第6条 各キャンパスに教務主事、学生主事及び寮務主事（以下「主事」という。）をそれぞれ置き、教務主事は教授、学生主事及び寮務主事は教授又は准教授をもつて充てる。

(副主事)

第7条 教務主事、学生主事及び寮務主事の下に、それぞれ教務副主事、学生副主事及び寮務副主事（以下「副主事」という。）を置くことができる。

2 副主事は、教授、准教授又は講師をもつて充て、校長が任命する。

3 副主事は、当該主事を補佐し、所掌の業務を処理する。

(主事補)

第8条 教務主事、学生主事及び寮務主事の下に、それぞれ教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置くことができる。

2 主事補は、教授、准教授、講師又は助教をもつて充て、校長が任命する。

3 主事補は、主事の命を受け、所掌の業務を処理する。

(専攻科長)

第9条 学則第44条に定める専攻科に専攻科長を置き、第10条に定める専攻長をもつて充て、校長が任命する。

2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の管理、運営に関することを処理する。

(専攻長)

第10条 専攻科に、創造工学専攻長及び電子情報通信工学専攻長（以下「専攻長」という。）を置く。

2 専攻長は、教授、准教授をもつて充て、校長が任命する。

3 専攻長は、専攻科長を補佐し、所掌の業務を処理する。

(学科長等)

第11条 各学科に学科長、一般教育科に各キャンパスの一般教育科長（以下「学科長等」という。）を置く。

2 学科長等は、校長の命を受け、それぞれの学科等を代表し、当該学科等における次の各号に掲げる事項を処理する。

- 一 教育計画の立案に関する事。
- 二 教員の研究、勤務の把握に関する事。
- 三 学生の教育、指導に関する事。
- 四 学科等内の連絡、調整に関する事。
- 五 その他校長の指示する事項

3 学科長等は、教授又は准教授をもつて充て、校長が任命する。

(一般教育教科主任)

第 12 条 一般科目の各教科にそれぞれ一般教育教科主任（以下「教科主任」という。）を置く。

2 教科主任は、各教科ごとに、それぞれの教科を担当する教授、准教授又は講師をもつて充て、校長が任命する。

3 教科主任は、校長の命を受け、次の各号に掲げる事項を処理する。

- 一 教科の指導方針策定に関する事。
- 二 授業時間割りの作成に関する事。
- 三 各学科長及び教務委員会との連絡調整に関する事。
- 四 その他校長の指示する事項

(専攻科長等の任期)

第 13 条 第 7 条及び第 9 条から第 11 条に掲げる職務の任期は 2 年、第 8 条及び第 12 条に掲げる職務の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任及び学級副担任)

第 14 条 学則第 7 条第 2 項に定める各学級に学級担任を置き、学級副担任を置くことができる。

2 学級担任及び学級副担任は、教授、准教授、講師又は助教をもつて充て、校長が任命する。

3 学級担任は、校長の命を受け、各主事、学級所属の学科長等及び当該学年の学年主任と連絡を密にし、学級における次の各号に掲げる事項を処理する。

- 一 教務に関する事。
- 二 学生指導に関する事。

- 三 特別活動に関すること。
- 四 管理運営に関すること。
- 五 その他校長の指示する事項

4 学級副担任は、当該学級担任を補佐する。

(学年主任)

第 15 条 第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年にそれぞれ各キャンパスの学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから校長が任命する。

3 学年主任は、校長の命を受け、各主事及び当該学年の学級担任と連絡を密にし、担当する学年の運営に関することを処理する。

(学級担任等の任期)

第 16 条 学級担任、学級副担任及び学年主任の任期は、1 年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育研究施設)

第 17 条 本校に、教育研究施設として、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれに施設長を置く。

- 一 図書館
- 二 情報基盤センター
- 三 AI 社会実装教育研究本部
- 四 社会基盤メンテナンス教育センター

2 図書館は、各キャンパスに置くものとする。

3 AI 社会実装教育研究本部は、各キャンパスに AI 社会実装教育研究センターを置くものとする。

4 教育研究施設及び施設長に関する事項は、別に定める。

(学生相談等施設)

第 18 条 本校に、学生相談等施設として、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれに施設長を置く。

- 一 学生相談室
- 二 キャリアサポートセンター
- 三 いじめ防止対策室
- 四 修学サポート室

2 学生相談室、いじめ防止対策室及び修学サポート室は、各キャンパスに置くものと

する。

3 学生相談等施設及び施設長に関する事項は、別に定める。

(地域連携推進施設)

第 19 条 本校に、地域連携推進施設として、地域人材開発本部を置き、地域人材開発本部長を置く。

2 地域人材開発本部の下に、次の各号に掲げるセンターを置き、それぞれにセンター長を置く。

一 みらい技術共同教育センター

二 地域イノベーションセンター

3 地域人材開発本部並びに地域人材本部長及びセンター並びにセンター長に関する事項は、別に定める。

(教育研究支援施設)

第 20 条 本校に、教育研究支援施設として、技術教育支援センターを置き、技術教育支援センター長を置く。

2 技術教育支援センター及び技術教育支援センター長に関する事項は、別に定める。

(広報活動等推進施設)

第 21 条 本校に、広報活動等推進施設として、次の各号に掲げる施設を置き、それぞれ施設長を置く。

一 総務・広報室

二 国際交流室

2 広報活動等推進施設及び施設長に関する事項は、別に定める。

(企画評価室)

第 21 条の 2 本校に、教育研究活動等及び学校運営の水準向上に資するために、企画評価室を置き、企画評価室長を置く。

2 企画評価室及び企画評価室長に関する事項は、別に定める。

(会議及び委員会等)

第 22 条 本校に、会議及び委員会等を置く。

2 会議及び委員会等に関する事項は、別に定める。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、内部組織に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第 7 条から第 12 条, 第 14 条及び第 15 条に掲げる職務の任期は、第 13 条及び第 16 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。